同条第一項の規定を適用する場合における当該他の被合併法人等特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の計算」を「その他の政令で定めるもの、同号に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産に準ずるものとして政令で定めるもの、同号に規定する損失の額として政令で定める金額及び同号に規定する利益の額として政令で定める金額」に、「第四項第五号中「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第十七項及び第十八項において「被合併法人等」という。）」とあるのは「第十八項の他の被合併法人等」と、第十二項」を「第三項」に、「第十八項の他の被合併法人等から」を「同条第三項の他の被合併法人等から」に、「第十六項」を「第十項」に、「第十八項の被合併法人等」を「同条第三項の被合併法人等」に、「と当該」を「が当該」に、「と」とあるのは「が」とあるのは「に」と、「と」と、「当該支配関係法人が」とあるのは「当該他の被合併法人等が」を「が」と、第五項第五号中「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人」とあるのは「法第六十二条の七第三項の他の被合併法人等」と、第八項中「第六十二条の七第二項第一号」とあるのは「第六十二条の七第三項において準用する同条第二項第二号」と、「特定引継資産」とあるのは「特定保有資産」に改め、同項を同条第十二項とする。

第百二十三条の九の見出しを「（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）」に改め、同条第一項中「適用期間（」を「対象期間（」に、「適用期間」を「対象期間」に、「おける当該適用期間」を「おける当該対象期間」に改め、「）は、」の下に「当該特定資産譲渡等損失額から」を加え、「ところによる」を「金額を控除した金額とする」に改め、同項第一号中「第六項」を「第七項」に、「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に、「適用期間」を「対象期間」に、「は、ないものとする。」を「に相当する金額」に改め、同項第二号中「場合　適用期間」を「場合　対象期間」に、「適用期間の」を「対象期間内の」に改め、「は、当該特定資産譲渡等損失額」を削り、「に達するまでの金額とする。」を「を超える部分の金額」に改め、同号イ中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同号ロ中「適用期間」を「対象期間」に改め、同条第二項中「適用期間」を「対象期間」に改め、「同号に定めるところによる特定資産譲渡等損失額が」を削り、「に達した後の」を「が零を超える」に、「を除く」を「に限る」に、「ところによる特定資産譲渡等損失額の」を「金額の」に改め、同条第四項中「（適用期間）」を「（対象期間）」に、「当該適用期間内の」を「当該対象期間内の」に改め、「前条第十二項の規定により同項に規定する移転資産につき支配関係法人が」を削り、「前から有していたものとみなして同項の規定を適用する場合において特定引継資産に該当することとなる資産」を「の属する事業年度開始の日前から有していた資産に準ずるものとして政令で定めるもの」に、「「みなし特定引継資産」を「「前特定適格組織再編成等移転資産」に改め、「損失の額」及び「利益の額」の下に「として政令で定める金額」を加え、「みなし特定引継資産を」を「前特定適格組織再編成等移転資産を」に、「前条第十二項に」を「前条第三項に」に、「）前から」を「）の属する事業年度開始の日前から」に改め、同項第一号中「において同じ。）が」を「及び次項において同じ。）が」に、「適用期間」を「対象期間」に、「みなし特定引継資産」を「前特定適格組織再編成等移転資産」に改め、同項第二号中「場合　適用期間」を「場合　対象期間」に、「適用期間の」を「対象期間内の」に、「みなし特定引継資産の損失額は」を「前特定適格組織再編成等移転資産の損失額は」に、「みなし特定引継資産の利益額を」を「前特定適格組織再編成等移転資産の利益額を」に、「みなし特定引継資産の利益額は」を「前特定適格組織再編成等移転資産の利益額は」に改め、同号ロ中「適用期間」を「対象期間」に、「みなし特定引継資産」を「前特定適格組織再編成等移転資産」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　前項の規定は、同項の内国法人の特定組織再編成事業年度（同項第二号に掲げる場合には、特定組織再編成事業年度後の対象期間内の日の属する事業年度（同号に規定する合計額を控除した金額が零を超える事業年度に限る。）を含む。）の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項各号に定めるところによる同項に規定する損失額及び利益額の計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、時価純資産価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第百二十三条の九第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「適用期間」を「対象期間」に改め、「同号に定めるところによる特定資産譲渡等損失額が」を削り、「に達した後の」を「が零を超える」に、「を除く」を「に限る」に、「ところによる特定資産譲渡等損失額の」を「金額の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「（適用期間）」を「（対象期間）」に、「おける当該適用期間」を「おける当該対象期間」に、「は、次の」を「は、当該特定資産譲渡等損失額から次の」に、「ところによる」を「金額を控除した金額とする」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第一号中「適用期間」を「対象期間」に、「は、ないものとする。」を「に相当する金額」に改め、同項第二号中「適用期間内」を「対象期間内」に、「適用期間の」を「対象期間内の」に改め、「は、当該特定資産譲渡等損失額」を削り、「に達するまでの金額とする。」を「を超える部分の金額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に、「（適用期間）」を「（対象期間）」に、「適用期間内の」を「対象期間内の」に、「第八項」を「第九項」に、「前条第十二項」を「第六十二条の七第二項第一号」とあるのは「第六十二条の七第三項において準用する同条第二項第二号」と、「前条第三項」に、「同条第十二項」と、「支配関係法人」とあるのは「同条第十八項の他の被合併法人等」と、「法第六十二条の七第二項第一号に規定する」とあるのは「法第六十二条の七第三項において準用する同条第二項第二号の」と、「特定引継資産に該当する」とあるのは「特定保有資産に該当する」と、「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」を「同条第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「（適用期間）」を「（対象期間）」に、「第七項」を「第八項」に改め、「前条第十二項」とあるのは「法第六十二条の七第三項において準用する同条第二項第二号」と、「前条第三項」に、「（適用期間の」を「（対象期間の」に、「法」を「は「」に、「読み替える」を「「前条第三項」とあるのは「前条第十一項において準用する同条第三項」と読み替える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「（適用期間）」を「（対象期間）」に、「適用期間の特定保有資産（第十項において「特定保有資産」という。）」を「同項第一号中「法」を「第一項第一号中「法」に、「第六項」を「第七項」に、「同項第二号イ」を「同項第二号中「支配関係法人の」とあるのは「内国法人の」と、同号イ」に改め、「「同項第三号ロ」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項第三号ロ」と」を削り、「「前条第十二項」を「「第六十二条の七第二項第一号」とあるのは「同条第三項」に、「「支配関係法人が」とあるのは「当該内国法人が」と、「前から」とあるのは「の属する事業年度開始の日前から」と、「特定引継資産に該当する」とあるのは「特定保有資産に該当する」と、「「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」と、「みなし特定引継資産を」とあるのは「みなし特定保有資産を」と、同項第一号中「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」と、同項第二号中「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」と、」を「同項第二号イ中」に改め、同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

第百二十三条の九に次の一項を加える。

13　法第六十四条の十四第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合における第七項において準用する第一項及び第四項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額には、当該各号に定める金額を含むものとする。

一　第七項において準用する第一項第二号ロに掲げる金額　法第六十四条の十四第五項の通算承認に係る同条第二項に規定する特定資産譲渡等損失額につき第百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する第一項の規定の適用を受けていた場合におけるその適用に係る法第六十四条の十四第二項に規定する特定資産譲渡等損失額の合計額